

労働安全衛生法における機械安全規制の概要

参考資料 3

休業4日以上之死傷災害の約3割を占める機械災害を防止するため、様々な義務主体・段階における規制がなされている。

機械等の設計者、製造者、輸入者の包括的責務

第3条 2 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。

機械等の流通に関する規制

①特に危険な作業を必要とする機械(特定機械8種類)に関する規制

第37条 製造の許可 第38条 製造時等検査等 第39条 検査証の交付等
第40条 使用等の制限

②特定機械以外の機械で危険もしくは有害な作業を必要とするもの等に関する規制

第42条 譲渡等の制限等(構造規格を具備すること)
第44条 個別検定(4種) 第44条の2 型式検定(12種)
第44条の3 型式検定合格証の有効期間
第44条の4 型式検定の合格証の失効

③動力により駆動される機械等で、作動部分上の突起物または動力伝導部分等の防護措置が施されていないものに関する規制

第43条 防護措置が未実施のものに対する譲渡等の禁止

機械等の使用に関する規制

全般的事項

第20条 事業者の講ずべき措置
第59条 安全衛生教育
第61条 就業制限

リスクアセスメント

第28条の2 事業者の行うべき調査等

機械包括安全指針

定期自主検査等

法45条1 定期自主検査(特定機械をはじめその他政令で定める38種類)

法45条2 特定自主検査(フォークリフト、車両系建設機械等5種類)